

袖ヶ浦市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年9月27日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 笹 生 典 之

令和3年度決算審査の結果（令和4年9月7日付け）に対する措置

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>会計年度の適正化に関するもの（防災安全課）</u></p> <p>袖ヶ浦市デジタル防災行政無線施設整備工事監理委託について、令和3年度契約（R3.4.1～R4.3.10）の財源として、継続費逡次繰越額を充てて支出している事例が認められた。</p> <p>地方自治法第208条第2項では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないと規定されている。</p> <p>今後は、法令遵守の徹底と財務に関する事務の重要性を認識し、再発防止に努めること。</p>	<p>本件については、継続費に関する制度の理解不足から生じたものであるため、今後、継続費を設定する際には、同様の誤りが生じないよう契約方法、財源等を十分に確認したうえで執行する。</p>